

実践・行政訴訟

～2012年度夏期合同研究 全体討議より～

今回の特集は、2012年度の夏期合同研究の全体討議のテーマとされた行政訴訟の実践についてです。

まず前半の「基調報告」編では、行政訴訟を取り扱ったことのない会員に向けて、勝訴事例の紹介を中心にして、種々のタイプの行政訴訟のイロハを分かりやすくまとめました。次いで後半の「パネルディスカッション」編では、60期代の新進気鋭

の若手弁護士達が、自身の経験を通して見た行政訴訟の実際について語ってくれました。

新司法試験で必修化された行政訴訟ですが、苦手意識を持つ会員も多いのではないのでしょうか。この特集をお読みいただき、是非とも行政訴訟への親近感を深めていただき、取扱業務の一つとしていただければと思います。

(構成：西岡 毅，岩崎孝太郎，鈴木啓太)

1. 基調報告

～行政訴訟の典型5分野における第一人者が勝訴事例を中心に報告～

司 会	嘉村 孝 (東京弁護士会行政法研究部部長・29期)
報告者	1. 住民訴訟 松葉 謙三 (長野県弁護士会・23期)
	2. 税務訴訟 菅原万里子 (東京弁護士会・46期)
	3. 入管訴訟 児玉 晃一 (東京弁護士会・46期)
	4. 環境訴訟 越智 敏裕 (東京弁護士会・48期)
	5. 生活保護訴訟 渡邊 恭子 (東京弁護士会・59期)

*敬称略

嘉村：東弁の行政法研究部の部長を務めさせていただいております嘉村です。数年前、山岸憲司現日弁連会長、二宮忠元東弁会長と一緒に、東弁に行政法研究部をつくりました。もっと行政訴訟に親しみを持とうではないか、自由闊達さわやかに、行政の分野についての法的利益を含めた権利救済を、法の執行の適正を図っていくのではないかと、ということで始めたわけです。

今回は、そんな行政法研究部が主体となり、行政訴訟の各分野において第一人者として活躍されている方々から、勝訴判決を獲得した事例などについて

紹介をいただき、これまで行政訴訟と接点の少なかった会員が、これに取り組む契機にさせていただければと、この全体討議を企画しました。

本日で報告いただく方々は、私からみますと正に実践的に、時に国家という巨大なものに対峙しながらも、後へは引かないという姿勢で、様々な実績を上げてこられた方々です。

そこでまず、トップバッターといえますか、本来であれば4番バッターともいえる方ですが、住民訴訟で数々の実績を上げてこられた松葉謙三弁護士(長野県弁護士会)にお願いします。

事例1 住民訴訟

信州市民オンブズマン代表幹事
松葉 謙三 (23期)

ただ今ご紹介いただきました、長野県弁護士会の松葉です。私はおおよそ20年ぐらい市民オンブズマン活動に携わってきました。この中で住民訴訟を行うことによって、まず（一に）むだ遣いをさせないという自治体の大きな改革につながるということと、次に（二に）談合訴訟などの損害額が何千万円から何億円という場合もありますので、その収入として弁護士報酬も高額に上ることもやりがいがある訴訟と言えるのではないかなという二点を中心にして、お話しさせていただきますと思います。

■カラ出張

まず、1995年ころの話ですが、全国の自治体でカラ出張などが軒並みで、かなりの裏金もあって、その裏金で自治体職員が自分たちの仲間の歓迎会、送別会の宴会をしたり、補助金をもらうために国や県の役人さんを接待するというようなことがありました。私はその当時、三重市民オンブズマンに携わっておりまして、食糧費とか職員の県外出張などの情報公開を請求し、調べましたところ、食糧費の支出が非常に多かった。それから、1995年に阪神大震災がありましたけれども、その日の朝に三重県の職員が新幹線に乗って佐賀県に行ったという記録があったんです。新幹線は止まっておりまして全然動いてないんですね。私どもが佐賀県へ電話で問い合わせたところ、当然のことですが、三重県の職員は来ておりませんということでした。来てないということで記者会見をし

まして、その他、疑わしい出張につきまして住民訴訟を行ったところ、新聞で大々的に取り上げられまして大騒ぎになりました。当時の三重県知事は、裏金の実情を調査しますというふうに記者会見をしました。その調査の結果、12億円もの裏金を作っていたということが分かりまして、知事は涙を流しながら、この12億円は過去と現在の県職員が責任を持って返済するようにしますと宣言をしたわけです。その当時、他の8県ぐらいでも同じような調査結果が出て、大量の裏金が明らかになりました。

■勝訴事例

それから勝訴した住民訴訟の事例として、三重県の川越町が特別養護老人ホームの20床を20年間確保するために、補助金を3,600万円払ったということで、それはおかしいじゃないかと言って住民訴訟を起こしたものがあります。この事例では、我々の主張が通りまして、町長は3,600万円を川越町に支払え、という判決が出されました（津地方裁判所平成14年7月4日判決）。

この判決が違法だと判断したのは、介護保険法に基づく厚生省令が指定介護老人福祉施設は正当な理由なくサービスを拒んではならないと定めているのですが、この施設の20床分について川越町民を優先的に受け入れるということは、他の自治体の住民との間に差別になるという点です。最終的には高裁で和解しまして、町長は川越町に解決金3,300万円を返しなさい、原告らの弁護士費用として300万円を払いなさいということになりました。

次に勝訴事例の2番目としては、勸奨退職者の募集の違法性が認められたケースがあります。三重県の桶町町長が勸奨退職者を募集したけれども、実際に調べてみると、初めから退職することを希望していた

司会
嘉村 孝

人が2人いて、そういう人たちのために勸奨退職者を募集したということで、2人に余分な勸奨退職金を払ったと。それは違法であるということで勝訴しまして、結局これも高等裁判所で和解しまして、町長は楠町に和解金として500万円を返しなさいということと、弁護士費用170万円を払いなさいという結論になりました（津地方裁判所平成14年11月7日判決）。

また勝訴事例の3番目ですが、懇談会費の違法性ということで、津地裁の1998年の判決をご紹介します。四日市市は30年ぐらい前から市会議員の任期が終わるころに、伊勢・鳥羽方面へ出掛けて宴会を催すことが通常になっていたということで、宴会に123万円ぐらい使い、それから借り上げバスに乗って伊勢神宮に行き、1時間半ぐらい立ち寄って参拝したりしたと。こういうようなことで懇談会といってもまさに宴会だと、そのために金を使うとはおかしいということで勝訴しました（津地方裁判所平成10年9月10日判決）。

■ 談合問題

次は談合問題ですけれども、私がかつて日弁連の消費者問題対策委員会委員と全国オンブズマン連絡会議の代表幹事を務めたこともありまして、その中で談合問題を中心的に調査いたしました。その結果、日本全国の入札の90%以上は談合により行われているということが分かりました。これは今もそんなに変わらないと思いますけれども。談合によって落札値が高くなるということで、業者はもうかる、業者にもうけさせることによって自治体の役人はその業者の団体に天下りができる、議員さんは建設業者から政治献金を受けられる、というようなことで、談合できるような制度ばかりになっているというのが実態です。

私は談合問題にかなり専門的に取り組んでいましたので、10件ほどの勝訴判決を得ました。例えば津地

裁の判決ですが（津地方裁判所平成13年3月29日判決）、これは日本下水道事業団が三重県に代わって入札をしまして、東芝、富士電機などが談合したということで、これらを相手方として裁判を行った事例で、判決では損害金5,443万円を払いなさいということになりました。ところが、名古屋高裁では、談合の請負契約締結後1年以上たっているから監査請求できないとして却下されてしまいました。この当時、他の談合事案でも却下されたケースが数多くありまして、何件か最高裁へ行っておりました。最高裁は、こういった談合事例の場合は、談合という不法行為によって県に損害が発生したのであり、請負契約という財務会計行為が違法であるか否かを判断する必要はないということから、1年の監査期間期限はないとして、本件も名古屋高裁に差し戻されました。結局、最終的には名古屋高裁で和解になりまして、東芝等は3,700万円を三重県に支払うこと、さらに東芝は原告らの弁護士費用として800万円を支払うという和解が成立しました。このように弁護士費用も得られるような状況で、やりがいがある訴訟ということが出来ます。

■ 政務調査費

次に政務調査費の違法性という問題ですが、今、全国のオンブズマンがこの政務調査費の裁判を次々に行っております。政務調査費というのは市会議員、県会議員の方が、議員1人当たり毎月数十万円を受け取り、それを自分たちの政務調査のために使うお金です。

議員活動というのは政務調査だけではなくて、後援会活動、政党活動、選挙活動、一般の議員活動があります。これを区別しないで政務調査費を自分たちの勝手に使っているということから、違法な面があるということで、裁判を行っておりまして、例えば大分地裁の判決（大分地方裁判所平成23年2月24日判決）



報告者：住民訴訟
松葉 謙三

では、政務調査費の返還が認められました。どうい
うことで認められたかと言いますと、例えば議員さん
たちが集まる議員控室で、政務調査だけに専念して
いたと主張し、その人件費、事務費、あるいはイン
ターネット代、コピー代など全てを、議員の政務調
査費として支出してしまっている。議員控室では政
務調査だけではなくて、一般の議員活動、マスコミ対
応など多岐にわたることをやっているから、せいぜい
2分の1から3分の1しか充当できないというようなこ
とで、返還を認める判決が出ております。

ということで私の報告を終わらせていただきたいと
思います。ありがとうございました。

嘉村：松葉弁護士が住民訴訟を担当し、任期付き公
務員をされていた時代の長野県は、県発注工事のい
わゆる落札率の多くが70%台であり、松葉弁護士は、
住民訴訟によって日本の歴史を変えた方とさえ言える
のではないかと思います。

では次に菅原万里子会員、税務訴訟につきまして、
お願いいたします。

事例2 税務訴訟

東弁 税務特別委員会
菅原 万里子 (46期)

東弁の税務特別委員会の前委員長をしておりまし
た、弁護士の菅原と申します。日弁連の方でも税制
委員会の副委員長を務めさせていただいております。

■ 税務訴訟とは

税務訴訟は非常にマイナーな世界ということで、ま

ず税務訴訟ってどういった訴訟になるのか、どうい
うな形で我々弁護士は受任しているのか、なぜ税務訴
訟を私どもがやっているのか、その魅力は何なのかとい
うことを中心にご報告させていただきたいと思いま
す。

まず税務訴訟の種類なんですけれども、実は比較的
多様な種類があります。取消訴訟、無効確認訴訟、
国家賠償請求訴訟、争点訴訟、徴収訴訟です。ちま
たで税務訴訟といわれている訴訟類型の中で、ほとん
どを占めるものが処分取消の訴えです。私が受任した
事件も、これがほぼ100%という状況でございまして、
無効確認訴訟や国賠、あるいは争点訴訟というのは
ごくわずかです。徴収訴訟は行政庁側が提起する取
立訴訟になりますので、起こされるケースというのは
非常に少ないと思います。

そこで、取消訴訟を中心にご説明させていただき
たいんですけれども、取消訴訟というのはどのような形
で始まるのか。通常、我々に事件依頼というように形
で入ってくる経路というのが、普通の一般民事の事件
からすると、若干、特殊な経過をたどってまいります。

そもそも税務訴訟をやるに当たっては、前提として
納税される方が税務申告という行為をいたします。そ
の申告内容が税務署から見て間違っているということ
になりますと、税務調査というのが入ります。

税務調査が入りまして、間違っていますねという評
価を税務署がすることになりますと、税務署が修正申
告を勧奨します。納税者の側で自分が行った税務申
告が間違っていないと考えておられる場合には、修正
勧奨に従う義務というのはありませんので、間違っ
ているんだったら処分をしてくださいます、ということで
税務署より更正処分を受けることになります。

この更正処分というのが、後に税務訴訟で取り消し
の対象とされる処分ということになります。更正処分
は通常、申告した税金が少なすぎるという内容になり

ますので、税金が増額とされるわけです。処分に対して不服申立手続きを行政庁に行って、不服申立手続きにおきまして、こういった処分が取り消されないという場合には、訴訟を提起するという経過をたどります。

ちょっと時間の都合がありまして、不服申立てについて詳しいことは説明できないのですけれども、ごく簡単にご説明しますと、処分を行った税務署長に対して異議申立てを行う。これに対しては異議決定が出される。それでその異議決定においても不服であるということであれば、国税不服審判所に対して審査請求というものをを行う。この二段を行わなければ国税の場合には訴訟を提起することはできないというのが今の制度になっています。

■ 弁護士関与のタイミング

どういった段階で弁護士が関与するのかという点ですけれども、まず税務申告はご承知の通り申告者本人か税理士さんが代理人になって行います。調査が行われて処分が行われる段階でも、だいたい税理士さんが対応しているので、我々のところに相談に来るといふケースは非常にまれです。

その処分が行われた後、異議申立て、審査請求という段階で、税理士さんが弁護士のところに相談に来られて始まるのがぼちぼちあります。とはいえ、この段階では、やはり税理士さんが窓口になって対応することが多数を占めておりまして、審査請求でも負けたというような状況になりまして、訴訟提起の段階で弁護士に依頼が来るというのが通常のパターンです。

ただ最近、弁護士と税理士がコラボレーションして仕事をする方が非常に楽だと、こういった不服申立てに当たっては弁護士の方が書面を作成するのがうまいというようなことを、だんだん税理士さんも気が付き

始めまして、審査請求の段階で相談に来られて対応するということが多くなっております。

中小企業や個人の場合ですと、ご本人は争いたいと言っているけれど、争うに適しない事件というのも結構ありますが、税理士さんからの依頼というのはだいたい事件として成り立ち、租税訴訟に持っていきけるケースがほとんどです。

税務訴訟の特徴なんですけれども、民事事件の場合ですと法解釈というよりは事実認定が中心になってきますけれども、税務訴訟の場合事実認定上の争点のみならず、租税法の解釈が争点になる場合もかなりあるというのが特徴ではあります。

私個人としては租税法そのものは不完全、不十分な法律であると思っております。これはどういう意味なのかというと、文言が少なく、ほぼ通達任せの現状になっています。特に地方税など、ある文言の解釈についてほとんど学者で議論されておらず、通達すら満足に公表されない状況です。それからコンメンタールもない。行政庁が自分たちのアンチョコ本で勝手に解釈をしているというようなところがあります。そこを我々は、立法時の資料であるとか、行政法の原則論、もしくは憲法の原則論に戻って、議論を展開していくというところに非常に特徴があります。憲法論まで遡るケースが多いものですので、争うときはダイナミックなことになってまいります。

専門的な訴訟なのでなかなか難しいじゃないかというところはありますけれども、税理士補佐人制度というのがございまして、これは税理士法2条の2に規定があるんですけれども、税理士を補佐人として訴訟に関与させることができます。また、依頼者である納税者の申告を担当した税理士、それから租税訴訟に慣れている税理士さんにも加わってもらいまして、それで弁護団を組んで担当するというのもよく行われたりします。

報告者：税務訴訟
菅原 万里子

税務訴訟の特徴として、和解はまず行われません。従いまして最後は判決になってしまいます。税法の解釈論というのは非常に未発達分野でありますので、裁判所がかなりいいかげんな判決をすることもあります。このように納税者は納得しない、実務界で問題になってしまうというような判決も残念ながら結構あります。そのため、我々としては、これはやはり負けてもいいからきちんと訴訟をやって、法律家が議論をしなければならないということを思い知らされる分野と考えております。

それから、東京地方裁判所等においては課税庁側から派遣された裁判所の調査官というのが、審理、判決に関与するというふうにいわれています。ただ、その関与の仕方が非常に問題でありまして、訴訟の当事者には一切公表されません。従いまして裏で何をやられているかまったく分からないというような状態でありまして、これは司法制度論からすると、弁護士がきちんと批判し、改めさせなければならない問題であるということと考えております。

■ 税務訴訟の魅力

最後に、税務訴訟の魅力なんですけれども、何度も申しますが、租税法は、実務家がほとんど議論してきていない世界です。憲法違反なんじゃないかなと思われるようなことも、結構まかり通っています。租税手続法においては、手続保障も図られていないような部分もかなり見られますので、この租税訴訟を1回担当いたしますと、法って何なんだろう、憲法って何なんだろうかということを真剣に考えさせられます。私も実を言いますと人権問題等にはほとんどかかわったことがなく、どちらかといえばビジネス法分野の範疇で業務をやってきましたけれども、税務訴訟を担当してしまいますと、人権だの何だのということをもとも

と考えなかった人間でも、やはり真剣に考えさせられる。そういう意味でも、法律家としてのやりがい非常に多いと思います。

また、事件を担当していく中で、他士業との交流が非常に多いです。具体的には税理士さんとも交流が非常に多くなりまして、いろいろな方と仲良くなれます。資産の評価が争点となっているような事件にしましては、不動産鑑定士さんとの交流が多くなります。自分のフィールドが広がるということでは、やってみて損はない分野だなと思います。

それと、専門家になる必要のない分野だと思います。私は10年ぐらい租税訴訟をやっておりますが、一つ租税訴訟を業務分野として持っても、ほかの分野と両立することができますので、普通の弁護士が担当しやすい分野だと考えております。租税法全部を把握している必要もなく、会計知識も必要ありません。なぜかといいますと租税法はあくまでも法律であって、条文解釈が争点になるからです。その条文解釈を理解するために、若干の会計知識は必要になるかもしれませんが、専門家である必要はまったくありませんので、条文、判例、文献を調べて十分対応することができます。学会もいくつかありまして、弁護士という資格を持っていると門戸は開放してくれるところも多いですので、そういったところを利用されると対応しやすいかと思います。ちょっと長くなりましたけれども、私の報告は以上です。

嘉村：税務訴訟の特徴を踏まえて、有益なお話をいただきました。

それでは次に、行政訴訟にとどまらず、人権に関わる数々の事件を担当してこられた児玉晃一会員に、その一分野である入管関係の行政訴訟についてご報告をお願いします。

事例3 入管訴訟

東弁 外国人の権利に関する委員会
児玉 晃一 (46期)

(※編集会議追記:立ち上がってお話をされています。)

この国は、たった1人の青年の命も救えないのでしょうか。(沈黙)

これから私がお話しすることは3つあります。まず1つ目が事案の概要です。2つ目がその事件において私、あるいは私たち弁護団がどんな取り組みをしてきたのか。3つ目としまして、今後このような事件に取り組む皆さんに向けてのメッセージ。その3つを順番にお話ししていきます。

■ 事件の概要

まず1つ目です。この事件がどういう事件だったのかということ。1982年にアフガニスタンのカブールで生まれたハズラ人の青年の事件です。アフガニスタンはご承知の通り、20年も30年も内戦を続けている国です。その中のハズラ人というのは、約20%を占める少数民族といわれています。

ハズラ人は、1900年代の初めごろから、多数民族であるパシュトゥーン人の政権によって迫害を加え続けられてきました。そしてタリバン政権が発足して、ハズラ人に対する迫害というのは制度として公認されることになりました。13歳から70歳までの男性のハズラ人を見掛けたら直ちに殺してよい、こういう布告がタリバンから出されたこともあります。彼らへの迫害は日常的に。タリバンはイスラム教スンニ派です。ハズラ人の多くはイスラム教のシーア派です。お祈り自体が違います。スンニ派のお祈りの時間にお祈りしな



報告者：入管訴訟
児玉 晃一

かった、町を歩いていた、それだけのことで連行されたりもします。むち打ちの刑を加えられもします。そういう環境の中でこの青年は18歳までアフガニスタンのカブールで暮らしていました。

彼自身もタリバンの兵隊にむち打たれたことがあります。タリバンに追われてある病院に逃げ込み、診療台の下に隠れて難を逃れたときもあります。

そしてある日、タリバンの兵隊が彼の家にやって来ました。父親を捕まえていきました。表向きの用件というのは銃を隠し持っているんじゃないか、そういうことでしたが、タリバンはそのような名目を使ってハズラ人の家に入り込み、成人男性を連れていきます。

なぜ成人男性が狙われるのか。それは兵隊になって、反逆を行う可能性があるからです。それで13歳から70歳までのハズラ人の男性は殺してよい、そういう布告が出されたわけです。父親が連れていかれ、行方不明になりました。彼は慌てて、同じアフガニスタン国内ですが、遠方に住むお兄さんのところに逃げました。しかしお兄さんもすでにタリバンに捕まっていました。

20年間、戦争が続いたアフガニスタんで、行方不明になるということは死を意味します。次は自分の番だ。そう危険を感じた彼は、お母さんがつくってくれたなけなしのお金を使って日本にやってきました。難民申請者が日本に来るときには、自分のパスポートを持っているのは本国の空港で捕まってしまう可能性があります。そこで、多くの難民申請者は偽造パスポートをブローカーに手配してもらって日本に来ます。ですがそのようにして何とか難を逃れて来た彼は、成田空港で不法入国ということで捕まってしまう。これが事案の経緯です。

■ 弁護団の取り組み

2001年には、彼以外にも多くのハズラ人が日本に

難を逃れてきたのに、収容され、送還の危険にさらされていました。私たちは、アフガニスタン難民弁護団というのを組織しました。一番多いときで26名の依頼者がありました。その中の個別事件の担当者というのがありまして、私は彼の担当者になりました。そこで第2に当時、私のした弁護活動についてお話をします。

ところで、先ほどから立ち上がって、何をかっこつけて話しているんだと思われた方もいらっしゃると思うんですが、私は現在東弁の刑事弁護委員会の委員長をしております。4年前から裁判員裁判の弁護人養成講座の研修の講師をやっております。そういう中で、プレゼンテーションで人にどうやって伝えるかということをやっています。2002年から彼の事件の裁判は始まりましたが、丁度そのころ、高野隆弁護士（第二東京弁護士会）の裁判員の研修を受けたことがありました。

そこで教わりましたのは、説得をする手段は書面だけではない、口頭で何も見ないで直接話をするることによって説得する、裁判員裁判というのはそういうふうにするんだと、ということでした。そういう講義を受けて私は非常に感銘を受けました。私はそれまで行政訴訟では、非常に長大な書面を提出して説得しようとしていました。今もそういう傾向があります。決して文書の重要性が低下しているわけではありませんが、文書だけでいくら書いても、全然勝てない状況でした。

これは私自身の反省ですが、100ページ以上ある準備書面を書いて、これで分からない裁判官は駄目だと思っていたこともありました。ですけど、それはすごく思い上がったことです。文書はもちろんきちっとやらなくてはならないのですが、それだけでなく、文書以外で説得できるものはないのか、口頭による説得をしたらいけないのか、ほかに使える資源というのはないのか、それを考えました。

刑事事件で無罪判決を獲得するために3つ条件が必要だというふうによくいわれます。事件のスジが良いこと、タマ（当事者）が良いこと、そして運に恵まれること、この3つです。幸いこの事件は非常にいいスジとタマに恵まれました。依頼者本人が誰にも愛されるような、日本に来たときにはまだ19歳の少年でした。身寄りがなく、お母さんがなけなしのお金をつくって、逃げていきなさいと言われながら、日本で捕まり、8カ月間も収容されていました。

その彼に対して非常に多くのサポーターが付いてくれました。第1回の陳述から最後まで、私は本人を原告席に座らせました。行政事件ですと、往々にして裁判官は、本人尋問の際に初めて本人の顔を見ることがあります。ですけれども、あなた方が裁いているのは、まさに目の前にいるこの血の通ったこの青年なんですと印象付けるために、第1回に意見陳述をさせました。その後も、一言もしゃべらなくても、必ず隣に座ってもらいました。

最初私自身もそうでしたが、行政部の裁判官も、アフガニスタンでこういうことが起きているということが、にわかには想像がつかないわけです。では、どうやって理解してもらおうのかを考えました。

人は分からないことがありますと、自分が過去に体験した、自分が知っているものに引き付けて考えようとしています。難民の事件ですと、偽造パスポートである、あるいはパスポートを持ってない、不法入国である、だから彼らは犯罪者なんだ。刑事事件において被告人として座らせられている人とそう大差はない、入管はそのようなイメージを植え付けようとしています。

そこで私は考えました。刑事裁判では、被告人の供述は本当に一点の曇りもなく、完璧に矛盾もなく一貫していなければ、裁判官は供述を信用してくれないことが多いです。それに対して被害者の供述というの

は、おおむね一貫しているから信用できる、だいたいこれで済まされてしまいます。この手法を逆に使えないかと思いました。

難民というのは、本国において政権から迫害をされる、殺されるかもしれない恐怖を抱いている人だ、この人たちは被害者なんだ、と。刑事裁判では、被害者なんだから供述に若干食い違いがあっても、それは信用できるんだというのが、多くの裁判官が持っている意識です。そのように見方を変えてもらえれば多少矛盾があっても信用できるというふうに行けるのではないかと。実はこういう判断手法は難民事件における供述の信憑性評価では、国際的なスタンダードなのですが、それを前面に出すのではなく、裁判官にとって馴染みやすい経験則を流用してもらおう、「被害者」というイメージを強調しました。

文書の作り方の工夫として、準備書面を書くに当たって、テーマごとに分割するようにしました。行政訴訟だとどうしても分量が多くなってしまいますが、1テーマ1書面、なるべく10ページ以下にしました。準備書面の1ページ目には、例えば「アフガニスタンの情勢について」等と見出しを付けて、1ページ目を見た段階で、この準備書面にはこれが書いてあるというのが一目で分かるように工夫をしました。

さらに本人尋問は東京地裁の102号法廷を使わせてもらいました。傍聴人が100人ぐらい来るはずだと言って、それだけの人が入れる法廷を特別に手配してもらい、実際にもサポーターである一般の人たちがたくさん集まってくれました。

さらに、結審の期日には、最終意見陳述というのをさせていただきました。原稿は作りましたが、本人には本番では紙を見るな、ペーパーレスでやれというふうに言いました。本人は完全に覚えてきてくれました。

ですが、法廷で裁判所からは、「ご本人の意見のペ

ーパーを出してください。」と言われました。私は「出しません。」と答えました。「出さないと調書に残りませんけれども、いいですか。」と言われました。「結構です。別に調書に残していただくために私はこの場を設けていただいたわけではありません。今まで言いたいことはすべて準備書面で書いています。この場を設けていただいたのは、最後にもう一度、本人の目を見ながら裁判官に判断をしていただきたいからです。そのために設けた場ですから、書面をお渡しすると、おそらくそちらに神経が行ってしまうと思います。ですから、書面は出しません、調書に残らなくても結構です、本人の目を見てきちんと話を聞いてください。」ということを行いました。結果として認容判決が出され、高裁でもそれが維持されました。

■これから取り組まれる方へのメッセージ

最後に3つ目ですが、今後難民事件をやってみようという方に対するメッセージを申し上げます。

勝訴しても、経済的利益というのは、はっきり言ってまったくありません。高裁まで勝ち切った事件であっても、報酬はどこからも出てきません。仮に出たとしても、おそらく実費も出ないくらいの金額です。

じゃあ、なぜやるかといいますと、特に難民の事件は、これはもう死刑のえん罪事件なんですね。裁判官が間違った判断を下してしまったら、本国に帰って殺されてしまうかもしれないのです。ですからそれで勝てたときには、比較のしようのない喜びというのを味わえます。

また、個々の事件では、入管の行政処分に対する怒り、そして、ややもするとそれに加担する裁判所に対する怒り、こういうものに対して戦っていく、そういうような、本来の弁護士の姿を体験できる場所ではないかと思っています。



報告者：環境訴訟
越智 敏裕

そういう形で、感覚的なやりがいもありますし、その過程においても非常に弁護士らしい仕事ができるんじゃないかと思っておりますので、ぜひ、興味のある方は参加いただければと思います。以上です。

嘉村：聞いてくれない裁判官に聞かせるようにする。このことについてのお話はノウハウの域を超え、弁護士とは何かを改めて考えさせてくれるものではなかったかと思えます。

それでは次に、環境訴訟について、越智敏裕会員、よろしくお願いします。

事例4 環境訴訟

東弁 公害・環境特別委員会
越智 敏裕 (48期)

■ 環境法、環境訴訟とは

私は今日、環境訴訟というテーマで元気の出る話をするよう言われていたんですが、環境訴訟は結構疲れますね。なかなか勝てませんで、疲弊してしまうものですから、最近は後方支援をやっております。ですが、最近、少し環境訴訟に光が見えてきて、それがだんだん大きくなっています。まず簡単に環境法の概要を申し上げます。勝訴事例を1つご紹介します。

まず環境法とは何か。実は今、人類は滅亡に向かって突き進んでおります。それを何とか食い止めようとするのが環境法でして、私は学生さんには、環境法が一番大切な、憲法よりも大事な法律だと教えています。

ご年配の方の中にはご存じない方もいらっしゃると思いますが、現在では司法試験の選択科目の

1つに、環境法が入っています。司法試験では10法（環境基本法、環境影響評価法、大気汚染防止法、水質汚濁防止法、地球温暖化対策の推進に関する法律、土壌汚染対策法、自然公園法、循環型社会形成推進基本法、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律）が出題範囲とされています。これらはわりとメジャーな環境法を集めているのですが、実務的に重要な法律はアンダーラインが引いてある3つぐらいのものです。

また、公有水面埋立法、河川法、森林法などを巡る訴訟、すなわち海、川、森という自然に関する訴訟もひとしきり起こされています。ですが、ある環境法の教授は、日本の環境法は開発法であると嘆いておられます。まさにそうでありまして、開発法を使って環境保護に関する訴訟をやらなきゃいけないという意味で、非常に厳しい戦いを強いられます。

紛争形態は、大きく民間開発、公共事業、環境規制に分けられるかと思えます。民間開発は採算ベースの話になりますので、やり方によっては、裁判の結果はともかく撤退という勝利を勝ち取れるような場合もあります。公共事業は逆に、親方日の丸でございまして、採算度外視。いくら頑張っても厳しいところがありますが、逆に政治判断で変えていけるという面もあります。環境規制は例えば環境に関する規制基準が不十分な場合に争う訴訟ですけれども、日本だとほとんどこれはできません。

■ 鞆の浦事件

では、数少ない勝訴事例として、鞆の浦世界遺産訴訟（広島地裁平成21年10月1日判決）を簡単にご紹介申し上げたいと思います。

鞆の浦といいますのは広島県福山市にある小さな港

町で、万葉集でも歌われています。江戸時代には將軍が変わるたびに朝鮮通信使がいらしたんですけれども、ある方は鞆の浦が日本で一番美しい場所だと仰ったそうです。坂本龍馬のいろは丸事件で直談判をした場所でもあります。最近では『崖の上のポニョ』というジブリのアニメの舞台になったりしています。

ここでは30年近く前から、交通混雑を解消するために海を埋め立てて道路を架橋する、埋立架橋の計画が作られていました。地元は賛成反対の二つに分かれました。

これに対してどういう訴訟方法を採用するか。民事訴訟、あるいは住民訴訟よりも、勝ち目のある行政訴訟一本でいこうということで、差止訴訟の提起をしました。原告は地元住民です。

この判決は三つの点で進んだ判決だったといえると思います。

一つ目は原告適格に関する判断です。国立マンション事件上告審で、景観利益というものが一定の範囲で法律上の保護を受けるという判決が出たんですけれども、これに基づき、初めて景観利益を根拠に原告適格を認めたという点です。

二つ目は、重大な損害という要件に関する判断です。差止訴訟では重大な損害というものが必要なんですが、これは、取消訴訟と執行停止では救済されないような性質の損害でなければいけないと解釈されています。埋立免許が出されてから取消訴訟を提起して執行停止をすれば救済ができる、とされて重大な損害が認められないのが通常の相場なんですけれども、この事件では、埋立免許がされると、事業者は遅くとも3カ月後には工事を開始すると予測される。本件訴訟は争点が多岐にわたり執行停止の申立てをしても速やかに執行停止が得られないと考えられる。したがって、執行停止によっては救済が困難であるとして、重大な

損害が肯定されました。

三つ目は本案審理です。これは公水法4条1項1号充足性の問題ですけれども、鞆の浦の景観がいかにか貴重なものかというのは専門家がいますので、たくさん証拠を出しました。問題は本件事業の必要性、公共性ですが、最大の争点は道路整備効果になります。混雑解消のため埋立架橋は必要なのか。こちらとしては埋立架橋をしなくても、山側にトンネルを造れば、それで渋滞は解消できると主張しましたが、その立証が結構難しいのです。

交通工学の研究者は、基本的に御用学者でいらっしゃるって、公共事業に反対などすると仕事がなくなりますので、裏で協力してくれる人はいますけれども、普通は非協力的なんですね。ところが、この事案では国側も、地方分権だから仕方ないけれども、何でこんなことをやるのかと疑問が多くて、協力してくれる人がいて非常にありがたかったです。

また、行政側は交通混雑と抽象的に言いますが、具体的にどういう混雑があるかを調べてみるということで、丸1日、調査してもらいました。実際に1日当たりどれぐらいの交通量があるのか、入口と出口をビデオで撮影して、何時何分、何番の車が通ったと、そんなことをせっせと撮ってやってもらいました。実は午前7時台と午後4時ごろだけ混雑する、混雑回避にかかるのは3分程度ということが立証できました。それを踏まえて裁判所は、埋立架橋と山側トンネルでは道路整備効果はそんなに変わらないだろうと判断してくれました。

さらに、公共事業にはたくさん目的がくっついてきますが、その中には駐車場整備という目的もありました。確かに鞆の浦では駐車場が不足しているんですね。違法駐車が結構あります。なので、福山市は逆転の発想で、観光地を壊して駐車場を造ろう、としたわけ



報告者：生活保護訴訟
渡邊 恭子

ですが、当たり前なんです、本末転倒だというような判断がされています。

■ 環境訴訟の留意点

環境訴訟一般について述べますと、環境訴訟の直接の依頼者はシルバーの方が多い。シルバーの方は、次世代のために環境を守りたいということで、一生懸命取り組んでくださいます。つまり、環境訴訟の本当の依頼者は、次世代の方です。当然ですが、経済的にもペイしません。ただケースによっては現物支給ですね。魚をいただいたり、果物をいただいたりとかいうことはありますが、基本的には持ち出しが多い。ペイしないけれども、次世代の方の人権を守っていかうということで、やっています。

先ほどの児玉弁護士の話にもありましたが、法廷でのパフォーマンスが結構大事でございまして、法廷に動員をかけたり、原告に陳述をしてもらったり、パワーポイントを使って分かりやすいプレゼンを心掛けるということもします。また、マスコミ対応もきちっとしなければいけません。

最後ですけれども、環境事件をやり始めると本当にキリがありません。普通の事件の5件分から10件分ぐらいの重たさがあると思いますので、情熱を無駄遣いしてはいけないと思います。徹底的に証拠も絞って、依頼者に仕事をってもらうということもやっています。依頼者に一緒に負担をさせて、これぐらいの負担があるんだということを知ってもらうようにしています。環境問題解決のキーワードの1つに持続可能な発展という概念がありますが、持続可能な弁護士活動をしないと、本当に疲弊しますのでご注意いただければと思います。以上です。

嘉村：越智会員は環境訴訟、それに伴う原告適格の

問題等において、学者的研究をしておられるわけで、我々が越智会員に負うところは非常に大きいわけですが、私どもも、越智会員に互して様々な提言をしていければと思っています。ありがとうございました。

それでは最後に、生活保護訴訟について渡邊恭子会員、お願いいたします。

事例5 生活保護訴訟

日弁連 貧困問題対策本部
渡邊 恭子 (59期)

ご紹介にあずかりました渡邊と申します。私は、新宿七夕訴訟と呼んでいる生活保護訴訟の原告代理人をしております。1審は昨年、2011年11月8日に東京地裁で勝訴しました。

事案は、ホームレスの男性が新宿区の福祉事務所生活保護を受けたいということで申請したところ、新宿区の職員が「うちではホームレスは『自立』に行ってもらっている。」と言って、拒みました。「自立」というのは、生活保護ではなくて、ホームレス自立支援法という法律に基づく制度でして、ホームレスの方を収容して、その間に就労自立を図ってもらうという施設です。原告は施設がどんなところか知っていたので、住居をしっかりとって就職活動をしたいと言って拒みました。ところが、新宿区は、「稼働能力を十分活用しているとは判断できない。」として申請を却下しました。そういう事案です。ただ今、この事件は控訴審係属中として、判決が明日、7月18日の10時から東京高裁101号の法廷ということになります。（*編集会議追記：東京高裁平成24年7月18日判決において控訴棄却。新宿区は7月24日付で上告しないこと

を表明し、確定しました。)

これから3つのこととお話ししようと思います。1つ目が生活保護の分野に関して法的な需要がものすごくあるということ、2つ目はネットワークづくりの大切さということ、それから3つ目が訴訟の工夫です。

■ 法的需要

まず1つ目の法的需要のお話なんですけれども、こういった事件はもちろん収入にはなりません。せいぜい法テラスの民事法律扶助で実費ぐらいいただけるかどうかといった程度ではあります。ただ皆様もご経験があるかとは思いますが、例えば刑事事件で、起訴状に住居不定、職業無職と書いてあって、被疑事実のところにコンビニで万引き、と書いてあると、もうこれは、ああ、ホームレスの事件だと想像がつくかと思います。そういう事案には日々接しておられるかと思いますが。そういう中で例えば刑事事件で執行猶予の判決を取っても、その後、最低限度の生活の保障がなされなければ、その人はおそらく路上に出て、もう一度同じような犯罪を繰り返し、次は刑務所に放り込まれることになるでしょう。

また、債務整理を受任して消費者金融の請求を止めても、その方の収入が回復しない、最低限度の生活の保障はできないということであれば、結局その方の経済的更生は図れず債務整理も進まないということになります。

そういったときに利用できるセーフティーネットが、おそらく最初で最後のセーフティーネットである生活保護です。

さて、生活保護が必要な状態にある方がどの程度生活保護を受けているか。これはせいぜい2割から3割であるといわれております。つまり、生活保護が必要な状態にある方でも、7割から8割は生活保護の利

用に至っていないとされています。これは、生活保護制度の利用が周知されていないというのがありますが、生活保護の窓口に行っても、申請すらさせてもらえず追い返されるということがまだ見られるからです。ホームレスはだめだとか手持ち金があるとだめだとか親族に扶養してもらえとか、決定まで1カ月かかるとか、法的根拠のないいろいろなことを言って申請を断念させるということがあります。いわゆる水際作戦と言われる受給抑制です。ここに法的な助言、行政の監視の必要があります。

■ ネットワークづくりの大切さ

次に2つ目、ネットワークづくりが大事だということです。この新宿七夕訴訟というのは、最初はホームレスは自立に行ってもらっていますと言っていたのが、なぜか稼働能力の活用という話になって、そんなの関係ないでしょうというだけですけども、たったこれだけのことを裁判で主張して認めてもらうのに3年以上かかったんです。この種の案件の当事者は生活保護を申請するくらいの状態の方ですので、まず本人の生活を支援するための活動というのが必須になります。大きな都市には、生活困窮者支援をやっている団体というのはほぼ必ずあります。そういったところと連携を図りながら、本人の生活面のフォローをお願いしつつ、弁護団が法的な手続きに専念するということは必要になってくる部分ではあります。

また、生活保護法は、法律の条文そのものは非常に抽象的なものでありまして、解釈に関する通達がたくさん出ております。生活保護の場合は『生活保護手帳』（中央法規出版）という名前の通知集が出ておりまして、手帳と言いつつ厚さは2センチぐらいあるような分厚い本ですが、これを参照しながら法的課題を検討することになります。この解釈論や運用については



やや細かい知識になるので、例えば全国生活保護裁判連絡会という団体ですとか、あるいは東京であればホームレス総合相談ネットワーク、首都圏生活保護支援法律家ネットワークといった、弁護士や司法書士が作っている団体がありますので、訴訟までやるとなったときには、ぜひ使っていただきたいところではあります。

従って、本人の生活支援と法的支援、この両方の部分でネットワークを利用していただきたいということです。

■ 訴訟の工夫

3番目に訴訟の工夫ですけれども、これも今まで出てきた話と重なってくるのですが、生活保護の分野もやっぱり裁判官の印象がものすごく大きいです。裁判官は、生活保護利用者に対する一般の偏見から完全に自由ではないですし、生活保護利用者に接する場面というのは、刑事事件とか、あまり好ましくない場面が多いのではないかと思います。そこで、新宿七夕訴訟では、口頭弁論に本人も出席をして、最初や最後、裁判官が交替したときには本人に意見陳述をしてもらって、裁判官に原告の人となりを見てもらったり、準備書面のやりとりのみではなくて、パワーポイントを用いて視覚に訴える説明をしたりしました。

それから、進行協議期日を利用してホームレス施設を裁判官に実際に見てもらったことは大きかったと思います。一通り見てもらって、あまりにも狭いですねとか、寝ている人がいるのでちょっと静かにしてくださいとか、こんな状態で寝ていなくてはいけないのは大変ですねとか。施設長さんとお話をされると、うちの一番の課題は虫でして、布団に虫がようやく出なくなりました、というような話があったりとか。法の定める基準は満たしているとはいえ実際の施設の環境がいかほどのものなのか、原告がこれを拒むのが果たし

て非難されるべきことなのか、そういうところで心証を取ってはいないんだけど、裁判官に実際に触れていただくというのは、すごく大きかったんじゃないかと思っています。

最後になるんですけども、生活保護に関する最低限の知識というのは、皆さんにぜひ持っていただきたいです。生活保護は、刑事事件や債務整理、あるいはDVの保護とか、弁護士の仕事ではいろいろな場面で目にします。そういった中で、こういう社会資源が使える知識は必要だと思います。

まずは通知集である『生活保護手帳』、それと『生活保護手帳別冊問答集』（中央法規出版）、これは今、弁護士会館の地下1階の本屋さん売ってました。もう1つお薦めできるのは、『路上からできる生活保護申請ガイド』（大学図書・10月中旬改訂予定）という本なんですけれども、実はこの本がものすごく使えます。新宿七夕訴訟のきっかけにもなった「ホームレス総合相談ネットワーク」という支援団体が出している本で、当事者の方が読めるように書いてある本ですが、支援者や法律家の入門書にも最適です。それから、日弁連生活保護問題緊急対策委員会（現・貧困対策本部）が出している『生活保護法的支援ハンドブック』（民法研究会）、これも基本的な知識がまとまっています。これらの本で、基本的な知識だけでも身につけていただけるといいなと思っています。私からは以上です。

嘉村：ありがとうございます。渡邊会員は基本的な知識と言われましたけれど、むしろ私の印象としては、この問題こそ、ありとあらゆる行政法の問題が詰まった分野であり、これをしっかり勉強していけば、極めて多岐にわたる収穫が得られるのではないかと思います。

それでは、以上で基調報告を終わらせていただきます。ありがとうございます。

2. パネルディスカッション

～行政訴訟に積極的に取り組む新司法試験組の若手弁護士が議論を展開～

コーディネーター 水野 泰孝（東京弁護士会行政法研究部事務局長・61期）

パネリスト 尾谷 恒治（東京弁護士会・61期）
田代 浩誠（第二東京弁護士会・61期）
福田 健治（第二東京弁護士会・62期）
本田麻奈弥（第一東京弁護士会・60期）

*敬称略

1 パネルディスカッションの趣旨

水野：こんにちは。東京弁護士会の行政法研究部の事務局長を務めます水野泰孝と申します。

本日のパネル開催の趣旨からご説明させていただきます。

最高裁の発表によりますと、平成22年の数字として、年間提起される行政訴訟の第1審の新受件数が2,682件、全審級を合わせると4,534件とのことでした。

行政訴訟がなぜこれほど少ないのかということについては、いろいろ理由があるのでしょうけれども、費用やら期間やらがかかる上に、結局勝てず徒労に終わってしまうという考えがおそらく我々弁護士の中にも少なからずあるということも一つの理由かと思えます。

もともと、平成17年に改正行政事件訴訟法が施行され、新司法試験でも行政法が必須科目になりました。最近の裁判例におきましても、少しずつですが、国民・住民の権利利益を擁護する方向での新しい判断も増えてきております。少しずつですが行政訴訟に追い風が吹いてきているのではないのでしょうか。

本日のパネルには、いわゆる新司法試験を受けた、つまり法科大学院で行政法を学び、司法試験で行政法を受験した弁護士の中から、現在、行政訴訟に積極的に取り組んでいる方々に集まいただきました。新司法試験組ですので、経験は浅いものではありますが、そうであるからこそ、これから新

たに行政訴訟に取り組もうと考えている弁護士において、何らかのきっかけといいますか、ヒントになるようなものがご提供できるのではないかと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

2 パネリスト自己紹介

田代：新61期で、今年で弁護士4年目になります、弁護士の田代と申します。所属している事務所が税金の事件を多く扱っている関係で、私は税務争訟をメインでやっています。

尾谷：初めまして、尾谷と申します。東京弁護士会所属で新61期になります。所属の事務所は、一般民事を中心にやっており、行政事件は、専ら個人事件で主に都市環境の分野に携わっております。

本田：こんにちは、弁護士の本田麻奈弥と申します。新60期です。所属している事務所に、ビルマ難民弁護団の事務局や全国難民弁護団連絡会議の事務局が置かれています。その関係で、行政事件の中でも外国人、難民事件にかかわっている割合が多いです。

福田：弁護士の福田健治と申します。新62期で、ロースクールには未修者として入学しました。担当している主な行政事件は、街づくりとか環境関係の事件です。

コーディネーター
水野 泰孝

3-1 税務訴訟の概説

水野：自己紹介ありがとうございました。まず田代弁護士は税務争訟をメインに取り扱っているとのことでしたけれども、数としてはいかがでしょうか。

田代：訴訟に関して申し上げますと、これまでに確定したものが4件（うち2件が全部勝訴）、現在係属中のものが5件ほどあります。

また、審査請求について申し上げますと、これまでに終わったものが5件（うち3件が全部取消、1件が一部取消）、現在審理中のものが1件となっています。

その他、これまでに、異議申立事件を3件ほど、また、調査部門や徴収部門との交渉を5～6件ほど行ってきました。

水野：田代弁護士の中で、不服審査段階と訴訟段階とで、税務争訟について、何か違うとの印象をおもちでしょうか。

田代：一般的には、「国税不服審判所だとか、異議申立ての担当官というのは国べったりで、全然こちら話を聞いてくれない」という話がまことしやかに流れていますよね。

でも、私個人としては、むしろ、話を聞いてくれない、理解してくれないのは裁判官の方ではないかな、という印象を持っています。

国税不服審判所の審判官や異議申立ての担当官の方々は、物凄く丁寧に話を聞いてくださいますし、こちらの提出した証拠についても、全部にきっちり目を通して、ちゃんと理解してくださるので。

それから、少し話は変わりますが、訴訟の段階か

ら我々弁護士のところに依頼のくる事件というのは、不服審査段階である種の方向性が定まってしまうので、主張・立証にどうしてもいろいろと制約が生じてしまう、という特徴があります。

逆に、異議申立段階や審査請求申立段階、一番良いのは税務調査の段階から入っていることですが、そういうまだ事件として煮詰まっていない段階から我々が関与できると、比較的自由度が高く、どこを補強して主張・立証していけばいいか、という戦略を立てやすい、という特徴があります。

3-2 税務訴訟と専門知識

水野：前半の菅原会員の基調報告の中で、税務訴訟に取り組むに当たっては特別な専門知識は必ずしも必要ではないという趣旨のお話がありましたが、その点はいかがですか。

田代：私自身、ロースクールで租税法の授業を履修したことはなく、選択科目も、経済法でした。学部時代・ロースクール時代に租税法の勉強は何もしませんでしたので、そういう私が今、比較的多くの税務訴訟をできているという意味では、おそらく特別な専門知識は必要ないんではないかと思います。

特に、訴訟事件は、不服審査の段階で既に争点が明確になっているので、その裁決書等を読めば、何が問題になっているのかは、きちんと分かります。ですので、何も知らない状態であっても、そこから調査をする時間と意欲さえあれば、どうにかなると思います。

また、いろいろな細かいことについては、クライアントの方が一番よくご存じなので、クライアントの方からお聞きすればよく、そういう意味でも、専門的

な知識を事前に持っている必要は、そこまではないのかな、と思います。

4-1 環境訴訟の概説

水野：次に、尾谷会員にお伺いしたいのですが、環境訴訟というと具体的にどういう訴訟になるのでしょうか。

尾谷：公害関係とそれ以外の自然環境・都市環境に大きく分かれます。公害というのは典型7公害が代表的で、水が汚された、空気を汚された、大気を汚された、土壌を汚されたというようなものですね。自然環境といわれるものは、例えば温暖化の問題などです。

水野：環境訴訟に取り組むに当たって、特に心掛けていることなどはありますか。

尾谷：環境事件に取り組むに当たって心掛けていることは、やはりよき通訳者であるということです。ロースクールで環境法を学んできて、そのときの環境法の先生が公害等調整委員会というところで委員をされていました。豊島という瀬戸内海に浮かぶ島で、昔、産業廃棄物の不法投棄が問題になったことがあるんですけども、その先生が公害等調整委員会の委員として取り組まれていたということもありまして、学生時代に豊島に行きました。

その際、豊島の方に、あなたたちにとって弁護士とはどういう人だったんですかと聞いたら、よき通訳者であったとおっしゃっていました。自分たちの思いを公害等調整委員会であったり、裁判所に伝えていける、そういう存在であったという話があったんです



パネリスト
尾谷 恒治

ね。私自身はその言葉がすごく胸に残っておりますし、今、都市環境の問題に携わる中でも大切にしているつもりです。現地に行ったらすぐ分かることを、裁判所にどういうふうに伝えるかというのを一生懸命考えながら取り組んでいます。

4-2 環境訴訟における専門家との協同

水野：都市環境の問題に取り組むに当たっては、例えば建築基準法など、やや専門的な法律も出てくるかと思います。そういったものは、事件を進めるに当たり、尾谷会員自身が勉強しているのでしょうか、それとも建築士などの専門家に任せているのでしょうか。

尾谷：両方です。やはり建築士の先生にご協力いただかないと分からない部分もあります。ただやはり任せてばかりでは何も考えられないので、この分野の訴訟に取り組むに当たっては、建築基準法なり都市計画法というものを一生懸命勉強する必要があると思います。

5-1 外国人事件の概説

水野：次に本田弁護士にお話をお伺いさせていただきます。前半の基調報告において、児玉会員より外国人事件で勝つことは大変難しいという趣旨のお話があったかと思いますが、そのあたりはどうでしょうか。

本田：外国人事件といっても、難民事件と、難民事件以外の一般の外国人事件、例えば結婚したとか、子どもが生まれたということで日本にいたいという事



パネリスト
田代 浩誠

件があります。訴訟で言いますと、東京では、難民もそうですが、特に一般外国人事件に対する風当たりというのはとても厳しいと感じています。

結果を得ることの難しさだけではなく、最近、まず裁判所にこの種の事件を丁寧に審議してもらおうというところ自体がハードルになってしまっているように感じています。例えば、東京地裁の行政部の一部では、本人尋問の主尋問をカットして反対尋問から始めると言われたこともありますし、そもそも一切本人尋問を採用しないとされたという話をよく聞きます。外国人事件を扱う弁護士たちの間で、行政部では、迅速性が過度に追求されて、口頭主義が等閑になっているのではないかと、重大な問題ではないかということが、最近よく議論されています。

難民事件でも、一般外国人事件でも、当事者は深刻な状況におかれています。難民事件では、帰国したら身の安全が保てるか分からないという切迫した状況にあります。一般の外国人事件でも、例えば、日本で生まれ育った子どもは、外国籍であるけれども、本国の言葉話すこともできず文化も分からない、そういう状況で、その子どもが本国に帰されてしまうとすると、その子の人生は本当に大きく変わってしまう。

ですから、当事者の人生が大きく変わるという意味で、非常に重大な事件だと思っています。もちろん、その分大変やりがいも感じます。

5-2 外国人事件における弁護士の役割

水野：今、訴訟になった場合の難しさというお話がありました。そうすると、訴訟の前の行政手続段階での対応が重要になってくるようにも思います。そのあたりについてはいかがでしょうか。

本田：オーバーステイの事件などでは、退去強制令書発付手続に弁護士が関与していくことが重要だと思っています。口頭審理には弁護士が立ち会うことができますし、それ以外にも随時、必要な資料を出したりすることができます。裁判をする中で、行政手続段階で専門家が関与していなかったケースや、専門家が関与しても必ずしも適切な法的なサポートを受けられていない事案というのが見受けられます。

退去強制令書が出ると、基本的には裁判をするしかありませんけれども、事件を見ていくと、これは行政手続段階でしっかり弁護士が関与して、きちんと入管が疑問に思っているところを立証したりできていれば、もしかしたら退去強制令書は出ずに、在留特別許可をもらえていたかもしれないと思われるケースがあります。そういう意味では、弁護士が早い段階から関与していくというのは、とても重要なことかなと思っています。

6 行政事件全般について

水野：次に福田弁護士にお伺いいたします。少し抽象的な質問になってしまっていますが、さまざまな行政事件にかかわっている中で、共通して感じていることなどがあればお話しいただければと思います。

福田：一般の民事部の裁判官であれば当たり前でできているものが、行政部にいくと突然何か難しくなるというようなことを感じています。

最近、公益訴訟を多く扱っていますが、特別に行政訴訟をやるんだと始めるわけじゃないんです。ある問題について、たまたま行政行為という仕組みが採られているから、行政訴訟になる。そうでなければ民事部に持っていく。そこは単なる手段選択であって、



パネリスト
福田 健治

何か行政訴訟が特別なものではないと考えていつもやっています。

本当に民事と行政というのはたまたま法の形式なり、たまたま相手方が誰かということによってころ々と変わる問題であって、その問題の本質なり、あるいは依頼者の観点から見れば、本質的な違いはないはずだと思うんです。

そういう意味で、本田弁護士からも話がありましたが、なぜか行政部を覆っている、よく分からない閉塞感的な、我慢比べのようなところを、口頭弁論や書面などの工夫で裁判所を揺さぶり、自由闊達な創意工夫の余地のある行政訴訟というのをやっていきたいなということを考えています。

7-1 行政事件の魅力～社会の最先端

水野：最後にそれぞれの分野の魅力と、これから新たに行政訴訟に取り組もうと思っている弁護士がいらっしゃった場合に、どういったことをきっかけにすれば良いのか、もっと端的に言えば、どういうふうに事件の受任にもっていけばいいのか、そういったことをお話しいただければと思います。それでは福田弁護士からお願いします。

福田：金銭的なことを言うと、いかんせん私がやっている事件は、全然お金にならないものが多くて、何をどうお勧めしたものかなというのは悩ましいところがあります。先ほど越智弁護士は1つの事件で通常事件の5本か10本分ぐらいの手間がかかるというお話をされていた覚えがあるんですが、実際にそういうものなので、労力に見合うどころか、むしろ現実にかかった費用をようやく負担してもらおうというぐらいの話にしかなかなかかならないのかなと思っています。

ます。

ただ私がいつも感じていることは、とにかく今、社会が大きく動いていて、新しい法的问题が多く発生しているということです。例えば、私は2010年に発生した国際テロ捜査情報の流出事件について、違法に情報を取得されたムスリムの方々を代理人をしているのですが、昔の京都学連事件のようなプライバシー観を超えて、今さまざまな国家機関が収集した情報というのがコンピューターに登録され、データベース化され、検索可能になっている。この中でプライバシーを守るためにはどのような手段が有効か。これはまさに今、新たに問われている話なわけです。

他にも、私の依頼者にインターネットの放送局の方がいるのですが、そういった方々が今までの報道の自由の在り方、例えば記者クラブとの間でどのような関係に立つのかという、今動いている社会の最先端の問題があります。社会の変化の中で、今までの既存の法律なり裁判例なりをにらみながら、新しいことを考えて、少しでも裁判所にこれらの新しい問題を理解してもらおうことを考えなくちゃいけない。しかし、これを考えるのが大変楽しいというところがありますので、ぜひそういうことに興味のある方には積極的にかかわっていただけるといいなと思っています。

7-2 外国人事件の魅力

水野：本田弁護士、お願いします。

本田：外国人事件にかかわる方法ですが、私の場合、ビルマ弁護団が事務所にありますので、ビルマ人の相談が多い。これ以外で言いますと、東京三会でやっている外国人専門相談や品川入管出張相談で相談を受ける場合があります。



パネリスト
本田 麻奈弥

それ以外に、難民事件にかかわりたいということだと、ビルマ弁護団なりクルド弁護団なり難民弁護団に入るといふのもよいと思います。

あとは、日本に来る難民の支援をしているNPO法人で、難民支援協会というところがありますが、彼らは難民事件を扱う弁護士を必要としていますから、難民事件をやりたいという方は難民支援協会の方に直接連絡をしていただければ、その機会があるかと思えます。

他には、刑事事件の場合、被疑者、被告人が外国人ですと、在留資格まで面倒を見てあげないと最終的な救済になりませんので、そういう形で巡り会う機会もあるかと思えます。

そして、そういった何らかの機会のときにしっかりと解決をしてあげると、外国人というのはコミュニティーがわりとしっかりしていますので、そのついで、さらに相談に来ることもあります。

外国人・難民事件の魅力としては、やはり、外国人や難民の人たちが救済を受けることができ安心した顔を見せてくれたときに、やりがいを感じます。また、私は、依頼者から力をもらうことも多く、それがやりがいに繋がっています。彼ら・彼女らは、本国を離れて外国である日本にやってくるわけですが、一人の人間として、彼・彼女の歩んできた半生をみて、力をもらったり、励まされたりすることも少なくありません。それから、もう少し大きな視点で言うと、これまで先輩の弁護士たちが外国人の人権を守るために闘いながら、日本の外国人難民問題を前進させてきたところがあると思えますけれども、その中で、私たちもまた、これからの日本の外国人や難民のあり方を考えることにかかわっていかねばいけないという気持ちが、やりがいにも繋がっていると思えます。

7-3 都市環境問題の魅力

水野：尾谷会員、お願いします。

尾谷：だいたい都市環境というのは自分の周りで起こらない限り、皆さんあまり関心を持っていないので、問題が起こったときにどうしようということになって、まず相談を受けるNGO、NPOの方がいて、その方々が弁護士に相談するというような流れで、相談を受けることが多いという印象です。取り組んでいる弁護士がある程度偏っているのかなと思うんですけども、ぜひお声をかけていただいて、多くの方々に参加してほしいと思います。

最後に、都市環境などの訴訟に携わる魅力についてお話ししたいのですが、2つ程あると思えます。第一に、人との出会いです。先輩弁護士の仕事の仕方、書面の書き方をたくさん見せていただきました。これら一つ一つがこの3年半にわたって私自身の糧になっていると思えます。また、たくさんの異分野の専門家と出会えることも都市環境の醍醐味の一つです。やはり事務所に閉じこもっていたり、いつもやっている事件だけをやっているようでは、なかなか得られないような広がりや得られるので、重要だと思っています。第二に、最先端の問題を、創造的に考えて解決していかねばいけないわけですが、そのような問題について、先輩弁護士の方々と知恵を出し合いながら、議論し合いながら、訴訟を進めていくという経験はなかなかないので、とても貴重な機会だなというふうに思っております。

7-4 税務訴訟の魅力

水野：最後に田代弁護士、税務訴訟のやりがいも含



めて簡単をお願いします。

田代：事件の依頼は、やはり税理士さんからの紹介という形が一番多いです。私のボスは、税理士さんと勉強会を行ったり、税理士会で講演活動を行ったりしていて、そういうところのできた繋がりから、事件の依頼に繋がっているようです。

税務訴訟のやりがいは、それぞれ本当に何も決まっていないといえますか、学者の先生方も全く手をつけていない事項が、大抵問題となるので、その部分を自力で考えていく、ということにあるかな、と思います。

そして、その考えた成果が、裁判所に通ったり、通達変更に関わったりしたときに、全国の納税者の方のために少しお役に立てたのかな、と嬉しくなりますね。

8 最後に

水野：ありがとうございました。少し宣伝になりますけれども、東京弁護士会の行政法研究部では、行政訴訟を活性化させていくための、また、行政事件に取り組んでいる会員をサポートするための活動を行っております。これから行政訴訟に取り組んでいこうと思っている会員がいらっしゃいましたら、ぜひ入部していただければと思います。最後に当研究部の嘉村部長、よろしくをお願いします。

嘉村：本日は、登録後比較的日の浅い弁護士からの将来が楽しみなご報告をいただきました。

私は29期であり、期が相当古い方ですが、外国人の人権、税務、国賠、いわゆる改革派の首長側など、それなりに多種類の行政事件を体験してきました。

決して行政事件専門などとはいえませんが。行政訴訟は民事、刑事と並ぶ分野なので、それに目配りすることは弁護士として必須であると思っています。

ところが逆に、私たちのあとの期では、試験科目から行政法が外れてしまった不幸な期間があることは皆様ご承知のとおりです。

しかし、私を含め、必ずしも行政法を選択しなかった会員も、「理想を語る」行政法の教科書を読んで、ぜひ行政訴訟に首を突っ込んでいただきたいと思えます。

日弁連のツアーで台湾に行ったときに聞きましたが、台湾では確か行政訴訟は年間2,000件近くあったと思います。先ほどの水野会員のお話によると、日本では2,600件とのことですが、台湾は人口が約2,300万人ですから、日本はいかにも少ない（日弁連の2000年の報告では、日本は台湾の85分の1とあります*）。もちろん、あちらは組織も作用も全然違って、行政裁判制度はフランスやドイツと似た仕組みですが、どうであれこうであれ、行ってみると、行政法院が関係者でござった返しています。個人的にも私のような者が歴代行政法院の院長と閣達に議論ができたということもあります。日本もあのような姿にぜひ持っていききたいものです。

先ほどの発言にもあった自由闊達、創意工夫、これが大事であり、私どもも、司法制度を担う一員として、弁護士の立場から、裁判を通じても裁判所のあり方を変えていくことができればよいかと思えます。

今日は、その意味で司法改革のひとつの成果を見せていただく思いがしました。本当にありがとうございました。

* <http://www.kantei.go.jp/jp/sihouseido/kentoukai/gyouseisosyou/dai4/4siryou2.pdf#search=>